

こ 成 保 1 9 2
5 文 科 初 第 2 5 8 8 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各 都道府県知事 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について

特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付けこ成保38、5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）により行われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

また、「認定こども園における主幹保育教諭等の配置等に係る公定価格上の減額調整の取扱いについて」（令和5年12月26日付け事務連絡）に係る取扱いについては、既に示している通り、令和6年2月の公定価格から適用している。

都道府県知事におかれては、管内の市区町村に対して周知を図られたい。